

広報しんち

3.20
2015

発行と編集 新地町役場企画振興課 〒979-2792 福島県相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田 30
☎0244-62-2112 FAX0244-62-3194 E-mail:koho@shinchi-town.jp

届出はお早めに

3月・4月は転勤や新入学などで住所変更等に関する届出が、一年のうちで最も多い時期です。新地町に移ってきたときや、町外に移るときには転入・転出の届出が必要です。早めの手続きをお願いします。

住民登録

住所を変更したときには、役場への住民登録の届出が必要です。

正しい住所を届けておかないと、選挙ができなかったり、国民年金や児童手当などの給付が受けられなくなるばかりでなく、子どもの予防接種や入学にまで影響が出てきます。下表に該当する方は、必ず期限内に役場町民課に届出てください。

印鑑登録

印鑑登録証明書は、金銭の貸し借りや登記などに使われる大切なものです。そのため、印鑑登録を行うには、登録する印鑑の他に、本人であることを確認するための運転

免許証等、官公庁で発行した写真入りの身分証明書が必要です。

病気や仕事などで本人が越しに出来ない場合には、代理での申請ができますが、本人(自筆)の委任状(代理人選任届等)、代理人の印鑑、代理人の身分証明書等が必要になります。なお、この場合には登録本人宛に照会文書を郵送して、申請に相違がないことを確認しますので、2、3日程度かかります。

また、印鑑登録証明書の交付を申請する場合には、印鑑登録証(カード)を忘れずにお持ちください。

身分証明書が必要です

本人になりすました者が、転出や転入などの届出をする

ことを未然に防ぐために、町では、住民の異動届出や印鑑登録などをされる方に身分証明書を提示していただき、本人確認を行っています。

本人確認のための書類は、運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、その他官公庁が発行した写真入りの身分証明書などです。

住所変更等の届出

届出事項	届出期間	持参するもの
転入届 (他市町村から引越してきたとき)	新地町に住み始めた日から14日以内	・届出人の印鑑 ・転出証明書(前住所地で交付されたもの) ・国民年金手帳(加入者のみ) ・本人確認書類(※)
転出届 (他市町村に引越すとき)	転出先・転出する日が決まったら速やかに	・届出人の印鑑 ・印鑑登録証(登録者のみ) ・国民健康保険証(加入者のみ) ・本人確認書類(※)
転居届 (町内で住所を変えたとき)	住所を移した日から14日以内	・届出人の印鑑 ・国民健康保険証(加入者のみ) ・本人確認書類(※)
世帯主変更届	変更した日	・届出人の印鑑 ・国民健康保険証(加入者のみ) ・本人確認書類(※)

(※) 本人確認書類とは、運転免許証、住基カード(写真入り)やパスポートなど官公庁発行の写真入りの身分証明書(有効期限内のもの)などです。

東日本大震災により被災された方へ

国民健康保険・介護保険の一部負担金等の免除期間が延長になります

町では、震災等で被災された方の医療機関での窓口負担や介護サービスの利用者負担の免除期間を、平成28年3月31日まで延長します。(原発事故により被災された方は平成27年7月31日まで)

【免除対象者】

災害救助法の適用地域や被災者生活再建支援法の適用地域の住民で、次の①から⑥に該当する方

- ① 住家の全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をした方
- ② 主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明の方
- ④ 主たる生計維持者が業務を停止・休止した方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職

し、現在収入が無い方
⑥ 原発事故による避難指示区域等の住民の方

※④、⑤に該当する方は役場健康福祉課にて新たに申請をする必要があります。

また、⑥のうち、特定避難勧奨地点、緊急時避難準備区域及び避難指示解除準備区域指定が解除された区域の対象の方で、上位所得者に該当する方は対象となりません。

【免除証明書の有効期間】

①～⑤のいずれかに該当する方
平成27年4月1日から
平成28年3月31日

⑥に該当する方

平成27年3月1日から
平成27年7月31日
※平成27年4月1日から使用する免除証明書は3月末日までに郵送します。

※医療機関を受診される際は保険証といっしょに必ず窓口に提示してください。

◎問い合わせ

健康福祉課 (☎②2931)

ファミたんカードを配布しています。

福島県では、子育て中の方が協賛店で「子育て応援パスポート(ファミたんカード)」を提示すると、様々なサービスを受けることができる事業を実施しています。

有効期限が「平成32年3月31日」の新しいファミたんカードを、保育所、学校等を通してお子さんに配布していきます。お子さんが保育所に所属されていない場合や、3月末までに受け取れなかった場合、カードをなくしてしまった場合は、町民課でお申し込みください。

対象 0歳から18歳未満(18歳に達して最初の3月1日を迎えるまで)の子ども

配布枚数

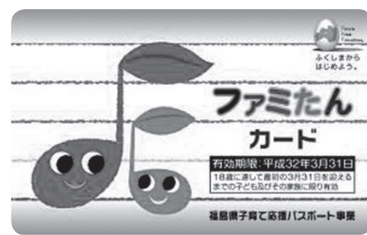
対象者一人につき一枚
※各種サービスの提供は協賛店のご厚意によるものです。

※ファミたんカードを使用する際は、ご利用の前に必ずお店の方にサービス内容を確認

してください。

◎問い合わせ

福島県保健福祉部子育て支援課
(☎024-521-7198)
町民課 (☎②2116)



▲ファミたんカード

新入学児童・園児の交通事故防止運動

新入学児童・園児の交通事故防止運動が4月6日(月)から12日(日)までの7日間にわたり行われます。交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を徹底しましょう。

年間スローガン

思いやり 人も車も
自転車も

スローガン

ルールむし しん号むしは
わるいむし

運動の重点

1 新入学児童・園児の交通事故防止

2 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

◎問い合わせ

町民課 (☎②2116)

平成27年度固定資産税縦覧帳簿の縦覧

平成27年度固定資産税縦覧帳簿の縦覧を次のとおり行います。

これは、平成27年度の固定資産税の基礎となるものです。資産確認をお願いします。

期間

4月1日(水)～4月30日(木)
(土・日・祝日を除く)

8時30分～17時

場所

新地町役場1階税務課

◎問い合わせ

税務課 (☎②2119)

山火事に注意

春先は空気が乾燥する季節となり、ハイキング等で入山者が多くなるなど、山火事発生の危険性が高まる時期です。緑豊かな森林を山火事から守るため、火の始末には十分気をつけるなど、皆さんのご協力をお願いします。

◎問い合わせ

農林水産課 (☎②2194)

公証人による

無料相談

町では、公証人による無料相談所(秘密厳守)を開設します。遺言や相続、大切な契約等について困ったときは、一人で悩まずご相談ください。

日時 4月13日(月)

毎月第2月曜日

10時～12時

場所 役場1階101相談室

相談員

相馬公証役場 公証人

相談内容 遺言・相続、土地・

建物の賃貸借、離婚に伴う子の教育費・慰謝料等、任意後見、金銭賃貸などに関すること

予約受付

相馬公証役場 (☎③61008)

◎問い合わせ

相馬公証役場 (☎③61008)

町民課 (☎②2115)

フリーダム大サーカス

ジャグリング世界第3位の腕前のYoshiとキグレサーカス出身nana。世にも珍しい、天然オトボケジャグラーと、自由奔放のクラウンのコンビ！コメディアーあり！ジャグリングあり！見応えたっぷりのパフォーマンスです。

この2人に感化され、昨年秋の福田小学校学習発表会で、大人顔負けの見事なパフォーマンスを見せてくれた子ども達も参加します。大道芸も体験もできます。

日時 4月4日(土) 13時～

場所 新地公民館大集会室

出演 Yoshi
nana

あお

福田小学校卒業生及び在校生有志

◎問い合わせ

福田 (☎080-6616-5991)

新地町公民館 (☎②2085)

環境美化運動

ご協力をお願いします

日時 3月29日(日)
6時～7時

※雨天の場合は4月5日(日)に延期

◎問い合わせ

町民課 (☎②2116)

理科教室を開催します

「バルーンスライム&オリジナルペットボトルづくり」

「バルーンスライム」や「オリジナルペットボトル」をつくりませんか！

遊びながら、科学の不思議を体験したり、なぜこんな変化が起こるのか考えたりしながら、科学や自然の不思議を楽しみましょう。

日時 3月28日(土) 13:00～15:30

※この時間内に、いつでも自由にご参加いただけます。

場所 わくわくランド 多目的ホール

参加対象 幼児・保育園児～小学生

内容 「バルーンスライム」「オリジナルペットボトルづくり」

講師 高野裕恵(四天王寺羽曳丘高等学校 教諭)、高野典子

◎問い合わせ

NPO法人みらいと

福島県復興支援員事務所 蓮本 (☎080-2803-8860)



国家公務員
「国税専門官採用試験」
(大学卒業程度)の
お知らせ

まれの者で次に掲げるもの

受験申込方法

受験申込みは原則インターネット申込みとする。

郵送又は持参用受験申込書の請求は、最寄りの税務署、仙

台国税局人事第二課又は人事院東北事務局へ行う。

第1次試験日 6月7日(日)

◎問い合わせ

仙台国税局人事

第二課試験研修係

(☎022-263-1111)

検察審査会は、選挙権を有する一般国民から選ばれた11人の検察審査員が、検察官が被疑者を裁判にかけなかったこと(不起訴処分)が正しかったかどうかを審査するところで、検察官の職務に一般国民の良識と視点を反映させ、その適正な運営を図るために設けられているものです。

検察審査会制度をご存じですか？

審査の申し立てには、費用は掛かりません。申し立てについての相談も受け付けています。

◎問い合わせ

福島検察審査会事務局

(☎024-534-2384)

仙台国税局では、バイタリティあふれる税務職員を募集しています。

受験資格

- 1 昭和60年4月2日から平成6年4月1日生まれの者
- 2 平成6年4月2日以降生

心配ごと相談

4月10日(金)・20日(月)10時～15時 保健センター

行政相談

4月10日(金) 10時～15時 保健センター

交通事故相談

4月1日(水) 9時～17時 役場101相談室

就職サポート相談

4月15日(水) 13時30分～15時30分 役場201相談室

無料法律相談所

町では、次のとおり弁護士および司法書士による無料法律相談所を開設します。

開設日(4月)

①司法書士による相談 4月14日(火)

②弁護士による相談 4月21日(火)

場所・時間 役場101相談室 14時～16時

相談員 福島県弁護士会相馬支部所属弁護士
福島県司法書士会所属司法書士

相談内容 被災者の生活に関する悩みや、消費生活に関すること

◎問い合わせ

福島県弁護士会相馬支部 (☎36-4789)

福島県司法書士会 (☎024-534-7502)

町民課 (☎62-2116)

4月

休日在宅当番医

- 5日(日) 浜通りふれあい診療所 (相馬市) ☎26-7100
- 12日(日) 米村胃腸科内科医院 (相馬市) ☎35-2880
- 19日(日) 阿部クリニック (相馬市) ☎35-2553
- 26日(日) 柏村内科胃腸科 (相馬市) ☎36-6636
- 29日(水) 羽根田医院 (相馬市) ☎35-2970

診療時間 9時～16時

休日在宅歯科当番医

- 5日(日) 山本歯科医院 (相馬市) ☎33-2853
- 12日(日) すすむ歯科医院 (原町区) ☎26-1062
- 19日(日) わたなべ歯科クリニック (相馬市) ☎36-2345
- 26日(日) 鈴木歯科医院 (原町区) ☎23-2707
- 29日(水) 渡辺歯科医院 (新地町) ☎62-3155

診療時間 9時～16時